

概 要 版

板橋区立学校施設標準設計指針

～基本理念編～

平成 28 年 3 月

板橋区教育委員会

第1部. 学校づくりの要素とプロセス

1. 板橋区の目指す教育と授業革新 (P3~P4)

「板橋区教育ビジョン2025」は、板橋区基本構想に掲げられた「概ね10年後の“あるべき姿”」と教育大綱が掲げる将来像の実現に向けて、めざす人間像と未来を担う人に必要とされる資質・能力を具体化している。



- 子どもが主体的・協働的に取り組む授業、教師の創造性が発揮できる授業を実現するためには、それが実現できる施設・設備が必要となってくる。学校施設のあり方や、設計・整備・運営の方法などを改めて検証・検討することは重要な課題である。

授業改革に向けたさまざまな取組を複合的に展開するために、教育委員会、教員、保護者や地域関係者の方々が協働していくとともに、教育のソフトの部分と、学校施設の設計などハードの部分が、施策推進の両輪となって機能することが必要不可欠となる。

本設計指針に基づき、板橋第十小学校及び上板橋第二中学校の改築計画を進めていく。その後、検証・検討をしたうえで本設計指針の見直しを行っていく。

2. 「板橋区立学校施設あり方検討会報告書」の考え方 (P5)

- 平成21年3月に報告された「板橋区立学校施設あり方検討会報告書」では、学校づくりのプロセスとして、概ね次のように述べている。

「目標を実現することのできる計画・設計段階の検討体制」

あり方検討会の主旨は、板橋区全体の学校施設整備の基本方針と方向性を示すことにある。実際に改築を計画する学校においては、敷地や建替え条件、地域の特色等の条件、設計者の意向等により、同じ「教育」という目標のもとで計画しても、それぞれ施設の姿は異なる結果となる。そこで、施設計画の視点と課題が示す方向性を具体化していく過程において、下記のような検討が必要となる。

(1) 現場の想いと教育ビジョンの理念を具体化できる検討体制づくりと検討機関の確保

現在の課題解決と、将来の目標達成を両立させる施設計画とするために、学校・地域・家庭・行政等が共に検討し、学校施設によって実現できる環境が何かを、十分に議論・検討できる体制と期間を確保することが重要である。

(2) 学校・地域・家庭と情報共有を図る取組

利用者には基本構想の情報を早めに伝え、その際には「言葉」で示して伝えることが重要である。利用者側の不安や考えを学校建築の専門家と共有し、課題を解決する中で、よりよい学校づくりを目指すプロセスを共有し、相互理解を深めていく。

(3) 家具まで含めたトータルな環境づくり

利用者の視点を重要視し、配置する家具や教材・教具を含めたトータルな教育環境の向上を検討し、設計作業に向けてより具体的な検討に踏み込んでいく体制とする。

3. これからの学校に求められる機能・要素（P6～P8）

これからの学校施設は、児童・生徒に対する教育を実施する画一的な「場所」から地域からの支援を受ける施設として「多様化」へと、変容している社会的な状況がある。

また、教育現場からの要請として、これまでの学校施設に付加すべき新たな機能が求められている。学校施設に求められる機能や、施設を構成する要素について4つの視点からまとめる。

安心・安全で居心地の良い学校

- ◆ 子どもたちが楽しく学校生活を送ることができ、保護者が安心して通学させられるために、防犯設備が整い、防犯の取組がしやすい施設を目指す。
- ◆ 小学校では、子どもたちの居場所となる「あいキッズ機能」を充実させる。
- ◆ 建築構造上の耐震性能に加え、より災害に強く安心・安全な施設とする。
- ◆ 教育現場で働く教職員が、リフレッシュできる居心地の良い空間や、コミュニケーションが図れる工夫が重要な要素。

主体的・協働的な学びができる学校

- ◆ これからの社会を生き抜く子どもたちに“生きる力の育成”や“子どもの学びを保障する教育環境の確保”を実現するための工夫が求められている。
- ◆ きめ細やかな特別支援教育の実現のために、特別支援教室（巡回指導）や特別支援学級（知的障がい学級）を配備していく。

地域と連携・協働する学校

- ◆ 学校施設は、教育活動の場としてだけでなく、災害時の避難所としても重要な役割を担うため、避難所としての機能を併せ持つ施設としていく。
- ◆ 学校施設を学校支援地域本部として活用できるよう整備し、地域のコミュニティ活動を促進できるよう、地域の実情に合わせた配慮が必要となっている。

環境に配慮した学校

- ◆ 環境問題に対応するために、太陽光発電の利用や省エネルギー対策など、可能な限り省エネルギーのための工夫が求められている。
- ◆ 温もりある空間づくりとして、木材の効果的な活用が有効な手法の一つにある。また、建設後のメンテナンス等にも留意し、長寿命化を目指していく。

4. 学校づくりに関わる関係者 (P9)

新たな学校づくりを進めるにあたっては、学校・地域関係者・保護者・行政等が共に検討を進める参加型の取組が不可欠となる。そのためにも、関係者がそれぞれの役割を認識し、様々な視点で意見を出し合い、課題解決や将来の目標を実現できるよう、充実させる機能について検討を重ねていく必要がある。

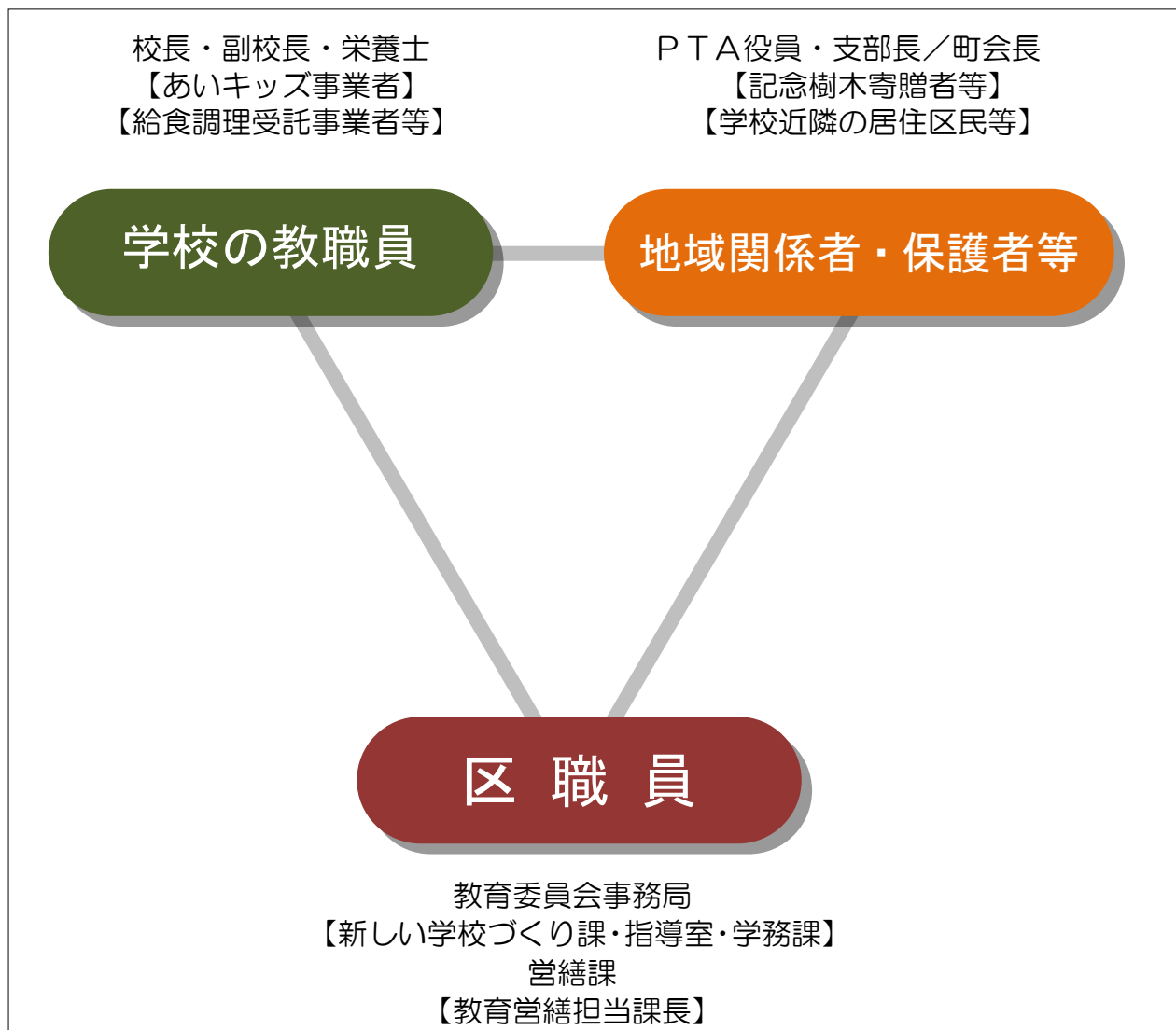
新たな学校づくりの関係者 (イメージ)

『学校の教職員』

学校を管理・運営していく主体となることから、子どもたちの学習活動、生活面、安全面だけでなく、保護者や地域関係者との連携・協働など、学校づくりの全てに関係している。

『地域関係者・保護者』

地域の子どもは地域が育てる観点から、地域関係者・保護者は学校に主体的・協働的に関わり、子どもたちの育ちを支え、楽しく安全に学校生活を送れるよう、学校を支援している。また、学校は災害時の避難所にもなることから、地域活動の活性化、防災・安全面などについて関係する。



5. 学校づくりを進める手順 (P10)

学校の改築・大規模改修には多額の費用を要する。そのため、「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画に基づき、建設後は概ね 80 年間使用していくものとされている。また、板橋区基本構想をはじめとした各計画や方針を実際の学校施設の改築等に反映していくため、区職員が財政状況や教育に関する諸課題について、共通認識のもと計画的に進めていく。

学校は、教育活動の場に留まらず、地域コミュニティの重要な施設でもあることから、学校施設の改築等にあたり、学校、保護者、地域関係者の存在を強く意識し、実際に利用する立場の方々からの意見を集約し、どの機能を重視すべきか検証していく。

教育委員会事務局は、改築予定校の保護者及び地域関係者に対して、改築計画を進める初期の段階から、学校づくりの作業内容や手順を説明する。さらに、区役所内部と地域に、それぞれ協議・検討する会議体を設置する。最終的に、教育委員会事務局は協議会等に対して新たな学校施設の考え方について、基本構想・基本計画としてまとめ、提示した上で設計作業に進む。

6. 意見を機能に反映する手順 (P11)

既存施設の状況や課題を把握し、地域の特色などの意見集約と検証

(1) 改築した学校施設の課題把握と検証

近年改築した学校施設の検証を行う。その際、教職員及び営繕課の課題を合わせ、より良い施設づくりを目指す。

(2) 地域関係者・保護者への説明会、アンケート

改築計画に対し、作業内容や手順を示すとともに、アンケート等を通じ既存施設の課題や改築後の機能について、意見集約し改築計画に反映していく。

(3) 建築構造上の耐震性能に加え、より災害に強く安心・安全な施設とする。

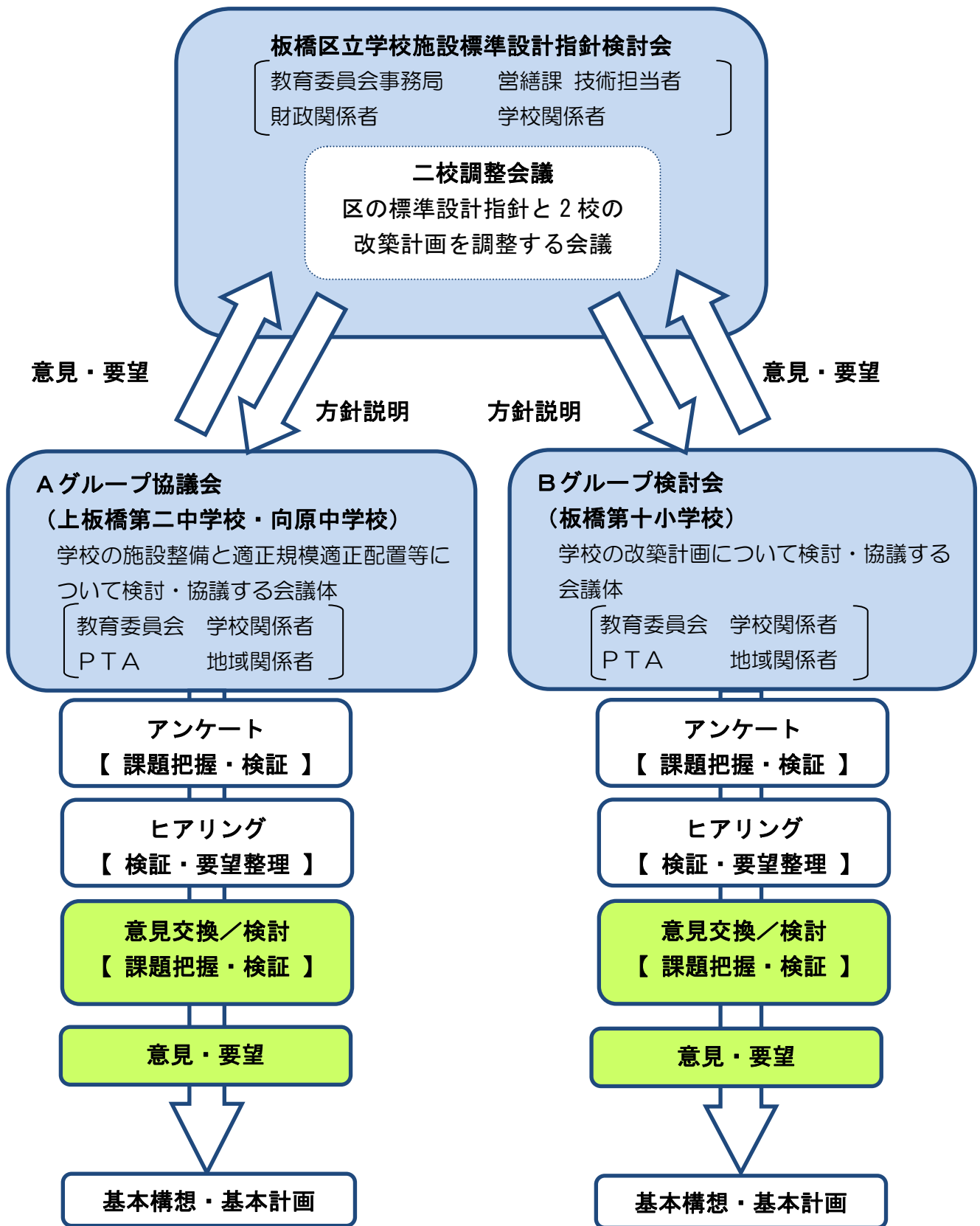
学校活動、地域関連行事、安全対策等についても、その関係者にヒアリングを実施し、課題や要望を把握して、検討したうえで改築計画に反映する。

会議体における意見交換により、課題把握・検証を実施

配置計画等の案（機能を模式図化したゾーニング）を作成して説明し、その際に出た意見をもとに再度案を提示する。この作業を繰り返して、関係者が描いているイメージや期待する機能を明確にし、具体的な計画に反映していく。

意見交換・検討の際には「パタンランゲージ (※)」の手法を活用して、充実する機能を具体化し、参加者意識の共有化を図ることで、学校づくりのプロセスを通じ地域支援活動を活性化する。

7. 会議体と手順のイメージ図 (P12)



※ 意見交換/検討の際には「パタンランゲージ」の手法を活用し、充実する機能を具体化し、参加者意識の共有化を図ることで、学校づくりのプロセスを通じ地域支援活動を活性化する

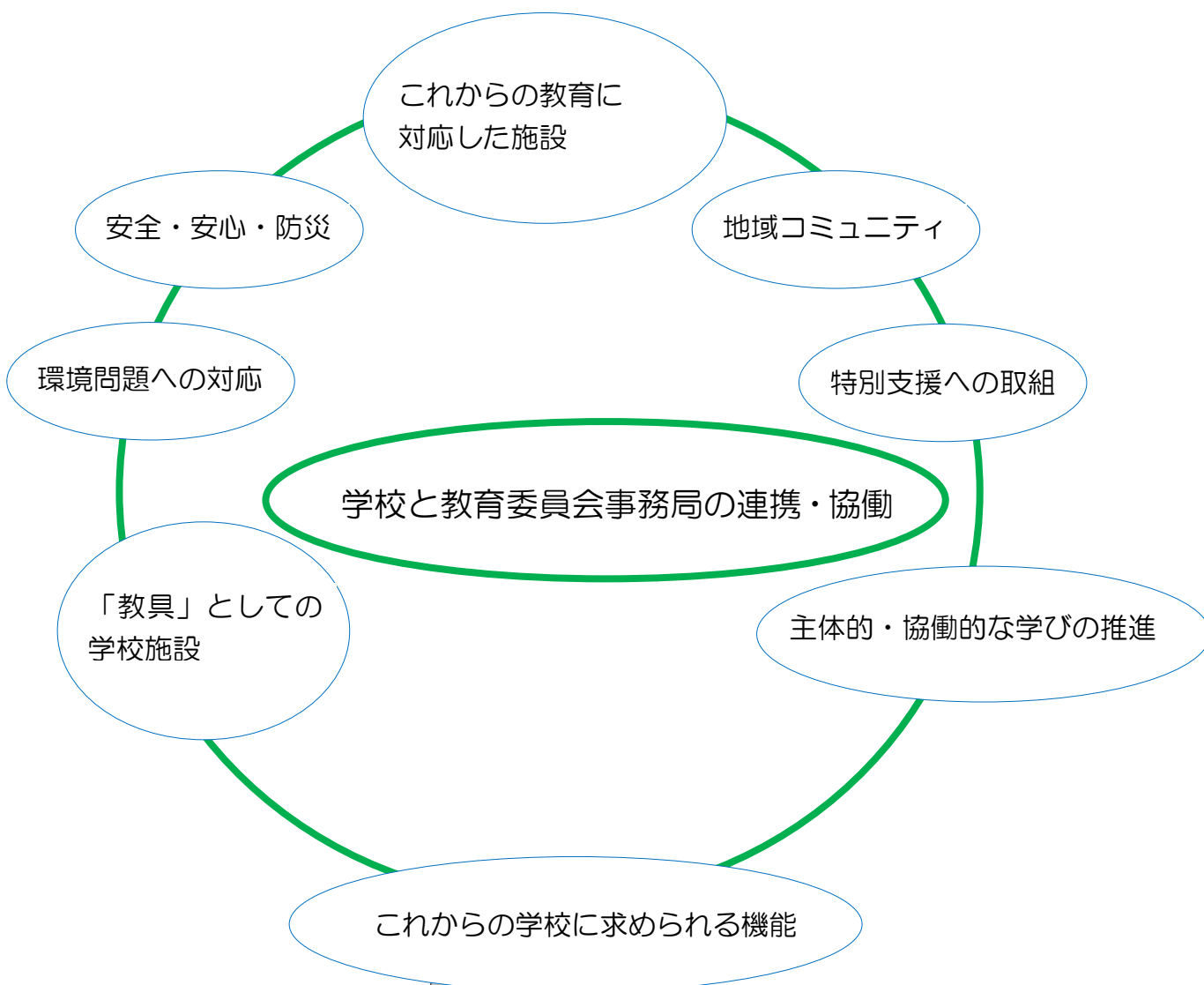
第II部. 教育方針を具現化する学校施設の構成

1. 板橋区の目指す教育ビジョンと学校施設の役割 (P13~P16)

板橋区の目指す学校施設の役割について (概念図)

学校は、教育委員会事務局との連携・協働により、子どもにとってより良い教育環境を提供できる。子どもたちが落ち着いてのびやかに過ごせることが、何よりも大切なことであり、そのためにはさまざまな課題に取り組む必要がある。

また、これからの学校施設に求められる「機能」は、保護者、教員、地域関係者のつながりを育む場としての役割であると考え。互いに多様な広がりでコミュニケーションを取りあい、活発に交流できる学校づくりを進め、より良い教育環境を整える必要がある。



- 学校地域支援本部の活動室
- P T A活動室
- 習熟度別学習教室
- 複数学級での授業展開スペース
- 特別支援学級（教室）の設置
- 更衣室の複数設置
- あいキッズの専用室

2. 学校施設整備の基本方針 (P17~P35)

■ 学校施設整備の基本方針を4つの視点で整理する

教育ビジョン、学び支援プラン及びこれまで区が検討を行ってきた学校施設のあり方に関わる結果をもとに、学校施設の整備計画の目標を施設の構成要素別に整理する。

目標とする構成要素を学校の機能・要素として4つの視点に整理すると、下記のようになり、それぞれの項目について掘下げて記述する。

○ 学校施設整備の目標及び機能・要素として4つの視点に整理する

安心・安全で居心地の良い学校

- 教育環境の充実
 - ・主体的、協働的学びの環境整備
- 生活・運動環境の充実
- 給食調理場の整備
 - ・学校給食衛生管理基準
 - ・HACCP(ハサップ) ※1の考え方の採用を検討
- あいキッズ専用室(小学校)
- 災害用防災備蓄倉庫
- 面積的手当てが必要

主体的・協働的な学びができる学校

- 将来の学級編制基準の弾力化を踏まえた計画学級数の検討
 - ・学級編成や教育環境の可変性
 - ・児童、生徒の増加に対応した学級増対応
- 多目的スペース等の整備
 - ・学年のまとまりによる活動空間など
 - ・学校図書館とICT教室、メディアセンター等
 - ・補助面積基準と必要面積の整備基準

地域と連携・協働する学校

- 学校と地域の連携・協働に学校施設が果たす役割
- 面積的手当てが必要
- 地域連携・協働施設

環境に配慮した学校

- 建築的諸課題への対応
 - ・低炭素社会への配慮、木材の活用など
 - ・防災性向上と、維持管理経費、費用対効果等
- 学校施設規模を検討する上での諸条件の設定
 - ・将来推計と人口動向への可変性と品質確保

※1 ; HACCP/Hazard Analysis and Critical Control Point

食品の製造・加工工程の段階で発生するおそれのある危害をあらかじめ分析し、製造工程のどの段階でどのような対策を講じれば、より安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

○ 学校施設整備の計画条件

- 面積基準による整備計画の考え方
- 面積的手当てが必要となる施設
- 学校施設規模を検討する上での諸条件の設定

○ 面積基準による考え方

校舎全体の面積については、文部科学省が定める国庫補助基準面積において、小学校で最大 18%、中学校で 10.5%の多目的スペース面積の加算が認められている。今後の校舎の施設規模の検討にあたっては、多目的（用途の）加算を含めた文部科学省が定める国庫補助基準面積を元に計画を行う。

一方、給食室ドライ化・災害用防災備蓄倉庫・地域連携施設・あいキッズ専用室については、面積基準の範囲内に収まらない見込みがあるので、必要面積について十分な検討を行ったうえで整備を行っていく。

○ 面積的手当てが必要となる施設

ランチルーム・多目的ホール（学校専用講堂）については、学校施設の構成を検討する上で、前項で目安として挙げた文部科学省が定める国庫補助基準面積の中で手当てを行う。

複数学級の児童・生徒の交流・発表等ができる多目的な活動スペースを前提として、最低限 2 学級が交流給食を行える広さを確保し、室内には手洗い設備を設ける。

○ 学校施設規模を検討する上での諸条件の設定

学校施設の規模を検討する際は、通学区内の推計児童・生徒数に基づき、計画学級数と教室数を決定する。なお、現在区立小中学校の児童生徒数は、全体として横ばい、ないし微増傾向にあるが、人口が急増している地域もあり、これを踏まえた計画が必要である。しかし、将来的には人口減少社会が想定されており、柔軟な対応も必要である。

また、常に機能を集約するゾーニングの発想を持ち、兼用できる機能の組換えや配置による工夫を重ね、計画していく。

こうした学校施設全体の面積構成は、設計者を選定する前までにできるだけ詳細な組立てを検討しておくことにより、建設時期などの諸条件に影響されず、施設機能として均一化した品質を確保しつつ、特徴ある学校づくりを効率的に進めていくことができる。

3. 多様な学習活動とオープンスペースの活用 (P36~P45)

3-1. 教育空間としての教室の充実

■ 授業改革の1つの手立て=ICTの活用

- ・コンピュータやタブレットの活用
- ・プロジェクターや電子黒板の導入

■ 教室のオープン化

- ・教室はオープン化とクローズド空間との両面で活用できる設えが重要
- ・学校施設の改築に合わせた大胆な取組が必要

■ 学校改築に合わせた授業革新

- ・教職員と教育委員会事務局の共通認識と熱意



写真. 学習の場となるオープンスペース

3-2. オープンスペースの整備

■ オープンスペースとは

- ・オープンスペースとは（多目的スペース）は、子どもたちの学力定着のため、主体的・協働的に課題に取り組む力を伸ばすことが目標
- ・これまでの、一斉授業だけでなく、多様な指導方法・学習形態が弾力的に行えるような設えを整備し、教育活動の展開を広げることが目的

■ オープンスペースの改善点

- ・個別指導や習熟度別学習の教育活動、特別支援の児童・生徒のクールダウンのために、教室より小さな部屋があると有効
- ・広い空間として整備する際には、活動の可能性が広がる一方で、多くの物を補完、管理するための収納スペースが必要

■ 視覚的連続性の確保

- ・教室とオープンスペースの間は、可動式間仕切りを設置する際にも視覚的連続性の確保が重要
- ・学年により教育活動の変化があるため「可変可能」な施設を整備

■ 音に対する配慮

- ・学校施設は音環境に十分配慮し、吸音性が高く静かな学習・生活空間としての環境整備が重要
- ・廊下と教室及びオープンスペースを1つのまとまりにする際には、空調効率を考慮



写真. コーナーに用意された小部屋



写真. 教室とオープンスペースの間仕切

3-3. 小学校の計画

■ 成長段階に応じた学年ユニットの計画

- ・ 小学校の計画においては、児童の社会性に関する発達の段階や、身体寸法の成長に応じ学年ごとに配慮した空間づくり、学年別の配置計画による詳細な部分に配慮した計画が重要。
- ・ 低学年では、教室内部に教員専用のコーナー、手洗い流しコーナー、床座で教員のまわりに集まれる小スペース等を取り込む。何よりも、数か月前まで幼児として生活していた児童が、学校での生活を通じて安全に社会性を身につけ、学校活動を楽しんでゆくことが重要視される。
- ・ 中高学年では、学習環境づくりをテーマとして、特別教室の活用が教育活動の中で始まる。具体的には、視聴覚・情報システムを含めた高機能な空間づくりを目指す一方、児童会活動や学校図書館、放送室での活動拠点を含め、専用の空間が必要となってくる。
- ・ 個別指導や少人数指導などに対応した小室をユニットに加えることも有効である。学年ユニットは、学習を行う場として落ち着いた環境を用意する。ユニットの中で更衣や習熟度別の学習環境を完結し、さらに、周囲からの音の影響や風通しに対する配慮も十分に行っていく。

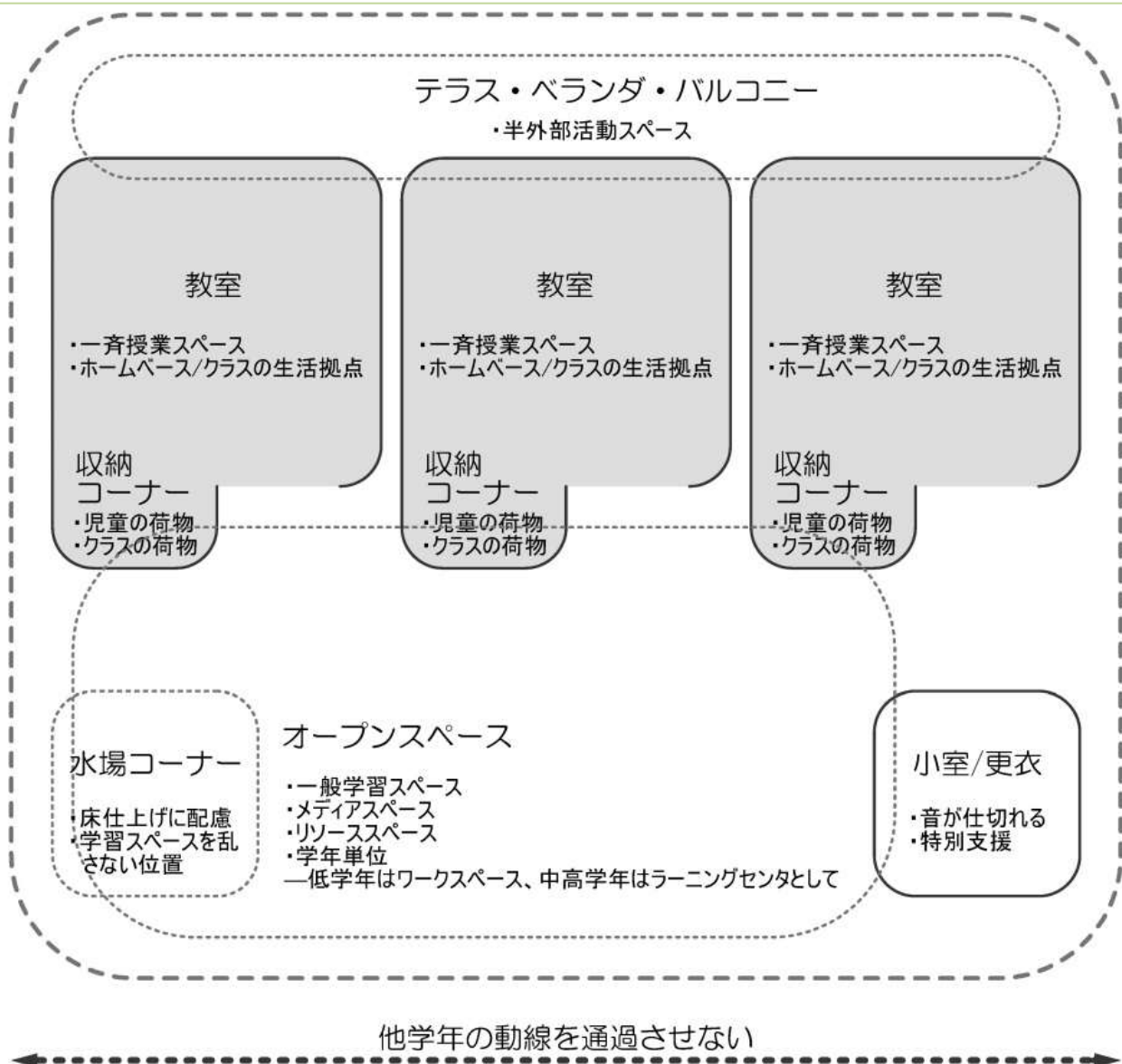


図. 学年ユニット（学年3学級）のユニット構成案

3-4. 中学校の計画

■ 運営方式

- ・普通教室と特別教室の組み合わせによる、従来の一般的な形を「特別教室型運営方式」という。「特別教室型運営方式」はクラスルームが確保され、クラス単位の授業で安定感が強調される。
- ・教科ごとに専用の教室を設ける新たな方式を「教科教室型運営方式」という。この方式は、教科ごとの要求に応えた教室計画ができるうえ、多様な教育活動の展開への対応により、特色ある教育活動により主体的・協働的な学びの習得に対して、効果的な学校施設の整備手法のひとつと考えられている。
- ・板橋区では、中学校における新しい学校づくりの基本形として「教科センター方式」による運営が可能な施設整備の採用を区立赤塚第二中学校の学校改築で初めて行った。
- ・平成27年度には、ホームベースの配置計画が異なる方式を採用した、区立中台中学校の校舎が竣工した。改築予定の上板橋第二中学校は、「教科センター方式」採用を前提に検討していく。
- ・今後は、施設面からの取組として学習方法や授業革新などが求められているため、赤塚第二中、中台中、上板橋第二中の実績や成果を踏まえ、3つの中学校を対象に検証を行ったうえで、改めて教科センター方式について検討していく。

■ 教科センター方式の留意点

- ・教科教室、小教室、教科のオープンスペース等を組み合わせて構成する。教科の特色に応じた学習環境が構成できるように、掲示版の面積、家具（教材棚、各種の机、ついたて等）を十分に確保して、教科ごとの要求を十分に把握して、それに応えた特色ある設計とする。
- ・区内の中学校は敷地上の制約が大きく、中高層の計画になる可能性もある。この場合、縦移動の負担が増さないように、利用頻度の高い教科を極力、同一階や上下階にまとめるなどの配慮をして、縦移動の負担を減らすように工夫する。
- ・ホームベースを隣接すると、習熟度減学習教室等への可変性に効果的な配置となる。

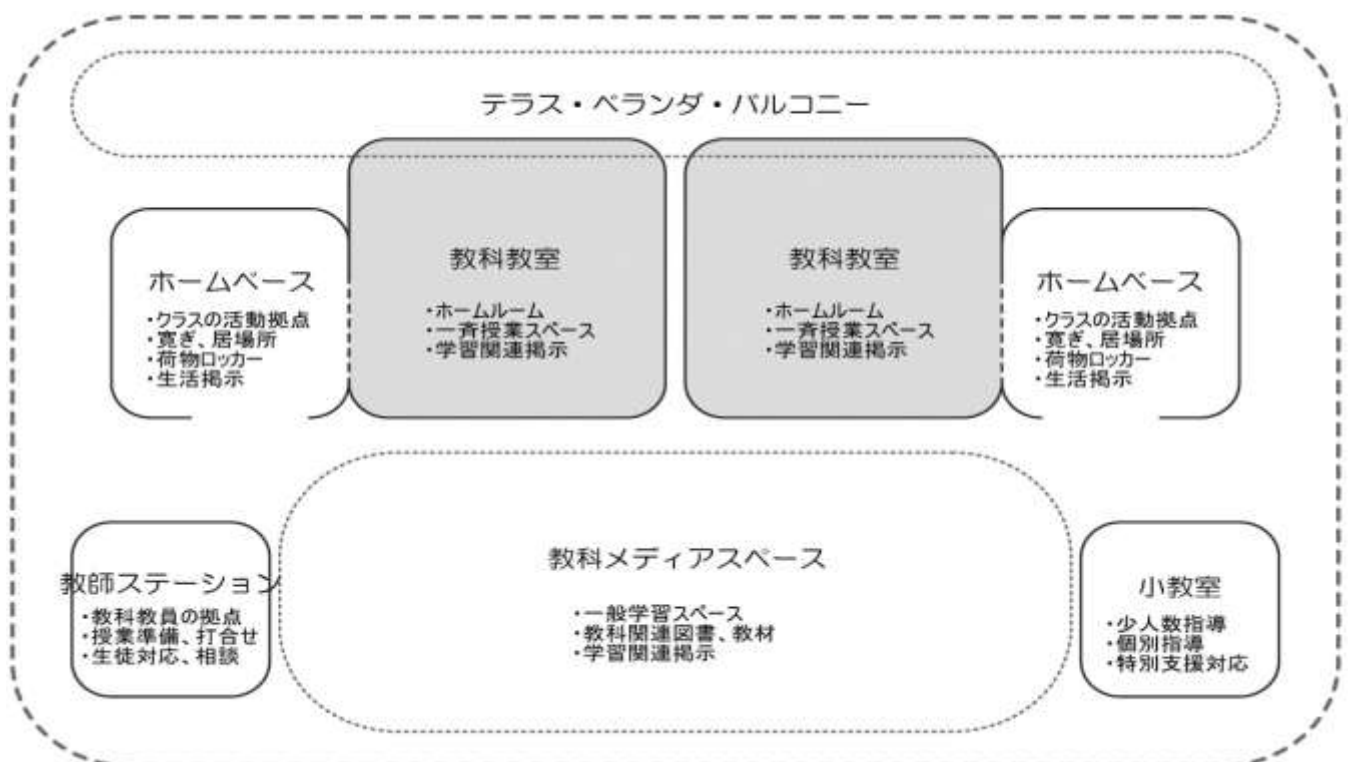


図. 教科センター方式のユニット構成案

4. 避難所となる学校づくり (P46~P47)

■指定避難所の考え方

○ 区の指定避難所は次の要件を満たすことを目標とする

- ・ 発災時に施設利用者及び避難者の安全を守ることでできる耐震性・安全性を有する。
- ・ 東日本大震災クラス地震、及び、荒川・石神井川の越水等による浸水災害に対応できるよう配慮していく。
- ・ 短期避難所として、数日程度の避難者受け入れ能力を有する。
- ・ 避難生活が中長期化した場合に備え、避難所運営と学校の再開が両立できるようにする。

■改築時に拡充を検討する施設整備

○ 本来機能である学校の教育活動を最優先するが、改築等に当たっては、次に示す各項目について避難所機能を強化するための将来的な課題として計画時に検討する

- ・ ユニバーサルデザイン
避難所に至る動線は、ユニバーサルデザインとする。
- ・ 避難スペースの拡充
体育館等（体育施設）に加え、ランチルームや和室を避難所にできるよう検討する。
- ・ 避難所支援機能の強化
避難所運営に関する事項や、物資調達、炊き出しの施設など、避難生活が長期化した場合を想定して、代用機能への転用を含めて配慮する。
- ・ トイレ
体育館まわりにはトイレを設け、洋式便器を基本とする。学校運営上の支障がないスペースがある場合、体育館まわりに多目的トイレ整備することを視野に入れる。また、避難者の増加に備え、マンホールトイレを設ける。

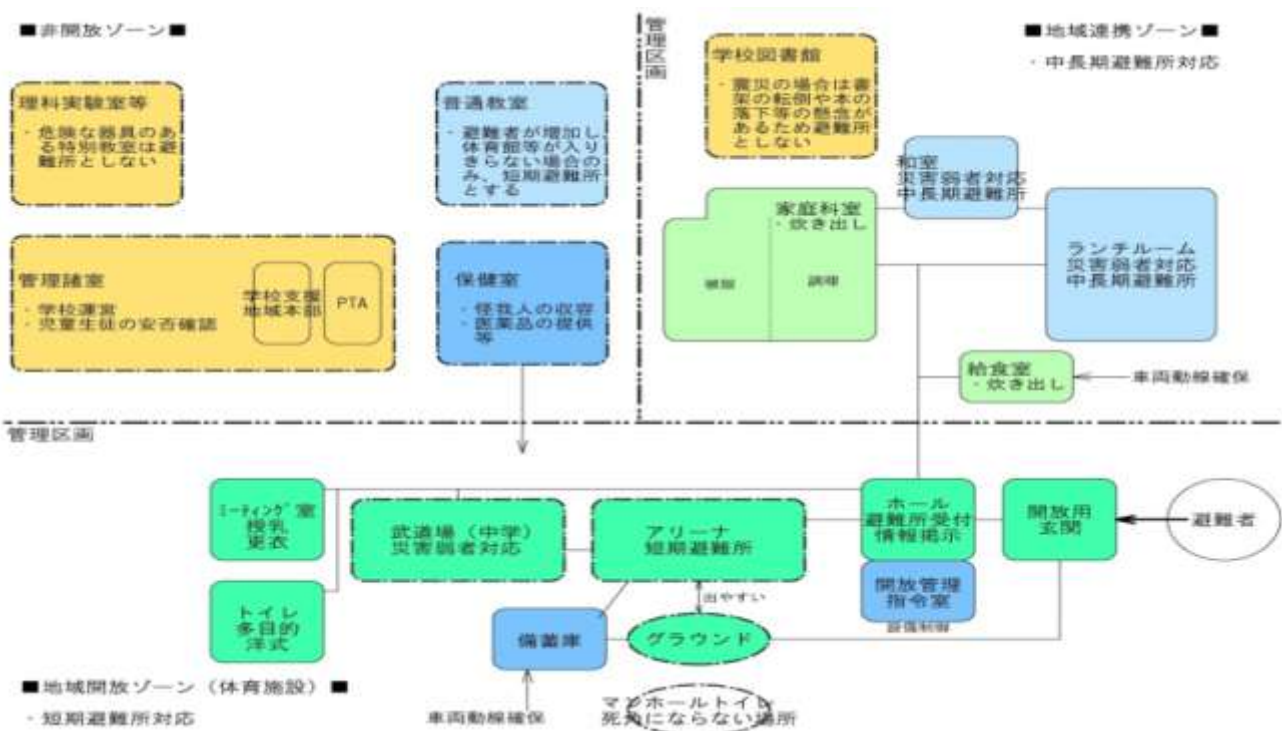


図. 避難所としての管理区分ゾーニング構成案

5. 地域関係者と連携・協働する学校づくり (P48~P49)

地域ぐるみで子どもたちを育てるために、学校は地域関係者との連携・協働を強化する必要がある。地域に開かれた学校づくりを目指して、施設整備を行う。

主たる地域開放施設となっている体育館については、近接する場所に学校支援地域本部やPTA活動のミーティング室やトイレ、更衣室等の付帯施設の充実を図る。

■ゾーニングの考え方

○ 次の3つのゾーンに分けて管理区画を設定し、地域連携ゾーンは熟慮する

非開放ゾーン：普通教室や管理諸室等

地域連携ゾーン：ランチルーム・家庭科室等の交流活動が行いやすい特別教室

児童・生徒の放課後等の居場所として利用しやすい学校図書館など

地域開放ゾーン：体育館、武道場、ミーティング室、運動場等の体育施設

■地域との連携・協働に関する留意点

学校施設の地域利用時に伴う、学校運営の負担を出来る限り少なくするために、管理区画を明確にし、設備制御や機械警備等のシステムを開放時の管理に適した設定とする。

■学校施設の複合化の検討

周辺の道路環境や学校式の条件が揃った場合、施設の効率化や機能向上のために、相乗効果が図れる場合は利点と捉え、多面的な検討を重ねて計画を組み立てて行く。

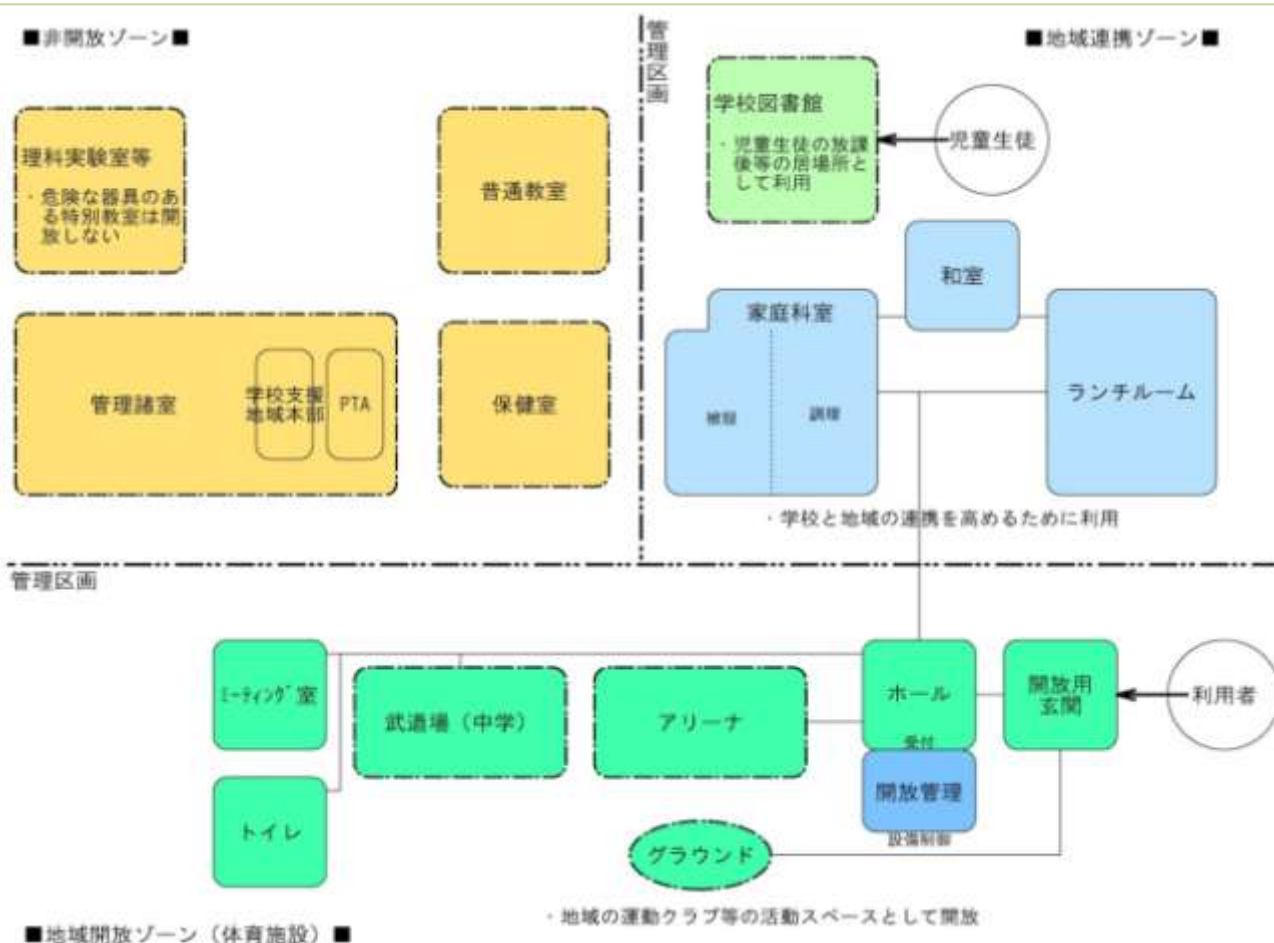


図. 地域と連携・協働する施設の管理区分ゾーニング構成案

6. 特別支援教育に適した学校づくり (P50~P52)

○ 特別支援教育に関する法整備の状況

平成 18 年 6 月 「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布（平成 19 年 4 月施行）

平成 25 年 6 月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定

【いわゆる「障害者差別解消法」】（平成 28 年 4 月 1 日施行）

板橋区の開設状況

- 特別支援学級（知的障がい学級）：小学校 12 校／中学校 7 校
軽度知的障がい児童及び生徒が通う特別支援学級（知的障がい学級）
- 通級指導学級【週 1 回程度対象校に通級する】
小学校／聴覚障がい学級 2 校、言語障がい学級 2 校、情緒障がい学級 6 校
中学校／情緒障がい学級 2 校（平成 28 年度 1 校新設予定）
- 天津わかしお学校（全寮制）
病弱児童の改善を図るための小学校として運営している

板橋区の特別支援高校の状況

- 都立志村学園（肢体不自由・軽度知的障がい）
- 都立高島特別支援学校（知的障がい）
- 国立筑波大附属桐が丘特別支援学校（肢体不自由）

施設環境の考え方

○ 特別支援学級（知的障がい学級）

小・中学校の学校施設の改築・大規模改修を行う場合は、特別支援学級（知的障がい学級）を開設できる施設環境を整備していく。

○ 特別支援教室（巡回指導）

特別支援教室の整備に関しては、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童・生徒への対応として、今後、担当教員が週 1~2 回程度各校を巡回する指導に変わる予定である。

巡回指導は 2 名以上で行われるため、同時に 2 か所以上で個別指導を行うことができるように設えを検討し、1 教室程度の広さを確保する。

今回の「板橋区立学校施設標準設計指針～基本理念編～」は、教育委員会事務局として整備してきた実績を検証し、今後の学校改築・大規模改修に反映していくことを目標に定めている。

特に、板橋第一小学校、赤塚第二中学校、中台中学校の3校改築の成果を礎として、さらに、複数の大規模改修を含めたさまざまな整備工事を評価・検証することにより、今後の学校施設の改築・改修について、これまで蓄積してきた知識や経験を整理したうえで、これらのノウハウを効果的、効率的に生かしていく。

さらに、これから始まる新しい学校づくり計画に結びつけるため、詳細な施設整備の標準化や景観配慮に合致した「標準仕様」を整備していく。

学校施設の改築は、その学校における「授業革新」を含めたすべての教育活動を大きく見直す最大限のチャンスとなる。教育活動を見直し「授業革新」を進めるツールは、ICT技術の導入や教育活動での授業改善など多岐にわたる。

今まで述べてきたように、学校施設の改築という大きな事業は、数十年に一度、あるか無いかの大きな機会と位置づけることができる。学校施設全体を大きな「教具」として捉えるなら、施設改築はまたとない大きな教具購入のチャンスとなる。最大の教具を選べるチャンスが学校改築のタイミングである。

これからの学校づくりは、学校施設として最低限の機能に加えて、通学する児童・生徒の「学びの場」として教室単位の空間から、学校全体へと広がる可能性を含んでいる。こうした中で、施設面からの取組みとして、学習方法や授業改善など、あらゆる方策からの検証・検討を行う必要がある。授業革新は教員の意識改革が必要で、学校が変化するまたとない機会であることを共有し、施設更新の準備を進めることが重要である。

この後に改築する2校を含め、教員・地域などの特性や児童・生徒の変容、学力向上などの「成果」について十分な検証を行う必要がある。その上で、今後の学校づくりの大きな方針を決める足がかりとしていく。

そのために、この指針に記した方針を基に、学校施設を計画・設計する設計事務所のノウハウや技能を最大限に活用する仕組み、手順をさらに整え、設計を妨げることなく、整備費用の低減や施設保全の長期的な計画の立案まで考慮し、「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画との整合を図り、詳細な「資料編」の整理に結び付けていくために、大きな方向性を見出すものである。